

大分県報

令和二年
号外（六六）
七月八日

（水曜日）

目次

条 例

大分県税条例等の一部改正……………	一
大分県特別措置条例の一部改正……………	一
大分県税務処理の特例に関する条例の一部改正……………	三
大分県安心こども基金条例の一部改正……………	三
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………	三
大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正……………	三
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	四

○条 例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十三号

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

- 第二十二條第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。
第二十四條中「第十三項」を「第十二項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第七項及び第十二項」を「第六項及び第十一項」に改める。
第二十九條中「第四十二條第三項」を「第七百三十九條の四第二項」に改める。
第三十五條の三第一項中「第二十一條の六」を「第二十一條の七」に改める。

令和二年七月八日

大分県報号外（条例）

一

第三十七條の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第五十七條第一項各号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

第六十條第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第九條中「第三十五條の二第二項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加える。

附則第十條第四項中「第三十五條の二」を「第三十五條の三」に改める。

附則第二十二條の六の七第四項第一号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第五項各号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

附則第二十二條の七第二項第二号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。
第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項第一号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第三十三條第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第三十四條第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項」に、「第三項」を「第二項後段」に改め、同条第二項中「第五十三條第四十項又は第四十一項」を「第五十三條第五十一項」に改める。

第三十五條第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第三十五條の三第一項中「個別帰属益金額並びに」及び「及び個別帰属損金額」を削る。

第三十七條の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

（大分県産業廃棄物税条例の一部改正）

第三条 大分県産業廃棄物税条例（平成十六年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。
(大分県県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正)

第四条 大分県県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和三十九年大分県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(一)に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県税条例第三十五条の三第一項及び第五十七條第一項各号の改正規定並びに同条例附則第二十二條の六の七第四項各号、第五項各号、第六項各号及び第七項並びに第二十二條の七第二項第二号の改正規定 公布の日

二 第一条中大分県税条例第三十七條の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第七項の規定 令和二年十月一日

三 第一条中大分県税条例第二十九條の改正規定 令和六年一月一日

四 第二条中大分県税条例第三十七條の三第二項ただし書の改正規定及び附則第八項の規定 令和三年十月一日

五 第二条中大分県税条例第三十三條第二項の改正規定、同条第五項を削る改正規定、同条例第三十四條第一項及び第二項、第三十五條第二項並びに第三十五條の三第一項の改正規定並びに附則第三項から第六項までの規定 令和四年四月一日

六 第一条中大分県税条例第六十條第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日

七 第二条中大分県税条例第六條の二第一項第一号の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例第二十二條第一項(第二号に掲げる部分に限

る。)及び第二十四條の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の大分県税条例(附則第五項において「四年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「五号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。))第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が五号施行日前に開始した事業年度を除く。分の法人の県民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の県民税については、附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の大分県税条例(附則第六項において「四年旧条例」という。))の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(県たばこ税に関する経過措置)

7 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十四号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第三条の五の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十五号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十五の項の事務の欄の第一号(4)中「第六項、第九項及び第十項」を「第七項及び第十三項」に改め、同欄の第二号中(5)を削り、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第十四条第十四項

別表第二の十五の項の事務の欄の第二号中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)から(32)までを(9)から(30)までとする。

附 則
この条例は、令和二年九月一日から施行する。

大分県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十六号

大分県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

大分県安心子ども基金条例（平成二十一年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「妊婦の健康診査受診の支援、ヒブワクチン、子宮頸がん予防ワクチン等の接種の支援、保育所、認定子ども園等の整備、ひとり親家庭への自立支援の実施等」を削る。

附則第二項中「平成三十三年六月三十日」を「令和六年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）を「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月八日

大分県条例第二十八号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大分県病院事業の設置等に関する条例(平成十七年大分県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「感染症病床 一二床」を 「感染症病床 一二床
精神病床 三六床」 に改める。

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校校員費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和二年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十九号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校校員費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校校員費負担教職員定数条例(昭和五十一年大分県
条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五十二人」を「三、四六三人」に改め、同項第二号中「七、
〇五六人」を「七、〇六三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校校員
費負担教職員定数条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。